

# 公益社団法人三重県緑化推進協会顕彰規程

## 第1 目的

「緑の募金」に対して多額の寄附を行った個人又は団体及び緑の募金等の活動等（以下「募金活動等」という。）に功績のあった個人又は団体など、三重県緑化推進協会に多大な貢献のあった個人又は団体に対して謝意等を表するとともに、これからの緑の募金等の推進、発展に資する。

## 第2 顕彰の種類

- (1) 感謝状の贈呈は、緑の募金等に多額の寄附を行った個人又は団体に対して、客観的かつ適正な基準に基づいて公正に行うこととし、農林水産大臣、林野庁長官、公益社団法人国土緑化推進機構（以下「機構」という。）理事長及び公益社団法人三重県緑化推進協会（以下「協会」という。）会長の感謝状とする。
- (2) 表彰状の贈呈は、募金活動等において顕著な功績があり、緑の募金等の運動の推進に多大な貢献をした個人又は団体に対して行うこととし、機構理事長及び協会会長の表彰状とする。

## 第3 感謝状の対象者

- (1) 感謝状の対象者は、寄附を行った個人又は団体であって、その寄附額が別表1に掲げる基準に該当するものとする。  
なお、三重県緑化推進協会会長感謝状については、賛助会費の納付額が基準に該当する場合は対象とする。
- (2) 感謝状の贈呈を受けた個人又は団体が、再び寄附を行い、感謝状の贈呈の要件を満たす場合は、重ねて贈呈の対象として取り扱うことができる。  
ただし、同一個人又は団体に対する感謝状の贈呈は、同一年度内1回限りとする。

## 第4 表彰状の対象者

- (1) 表彰状の対象者は、募金活動等において顕著な功績があり、緑の募金等の運動の推進に多大な貢献をした個人又は団体とする。
- (2) 表彰状の贈呈を受けた個人又は団体が、その後3年間を経過して再び表彰状の贈呈の要件を満たす場合は、重ねて贈呈の対象として取り扱う。
- (3) 表彰の要件
  - ① 緑の協力員等でその功績が顕著で他の模範であると認められる者
  - ② 地域（地区）及び団体でその功績が顕著で他の模範であると認められる者
  - ③ 緑の募金等の従事者で、募金活動等の普及・定着、拡大等に当たって、その企画、指導、実行等において、他の模範となる顕著な功績を挙げている者

## 第5 顕彰の申請

協会会長は、農林水産大臣、林野庁長官及び機構理事長の授与基準に該当する場合は、機構の「緑の募金」顕彰規程（平成8年7月12日制定）に基づき、機構理事長へこれを申請する。

## 第6 顕彰の方法

感謝状及び表彰状の伝達は、協会の代表者が感謝状及び表彰状の贈呈者に代わって行うことができるものとする。

## 第7 その他

この規程に定めるもののほか、顕彰の実施に当たって特に必要とする事項が生じた場合には、協会会長が定めることができる。

### 附則

この規程は、平成30年3月23日から施行する。（平成30年3月23日理事会承認）

### 附則

この規程は、令和3年3月24日から施行する。（令和3年3月24日理事会承認）

別表1

区分	農林水産大臣 感謝状	林野庁長官 感謝状	国土緑化推進 機構理事長 感謝状	三重県緑化推 進協会会長 感謝状	三重県緑化推 進協会会長 特別感謝状
個人	500万円以上	100万円以上 500万円未満	30万円以上 100万円未満	10万円以上	10年間で合計 額100万円以 上
団体	1,000万円以上	200万円以上 1,000万円未満	50万円以上 200万円未満		

- ①同一の個人又は団体から同一年度内に2回以上の寄附があった場合には、その合計額をもって寄附の額とする。
- ②同一の個人又は団体から2～3年間連続して寄附があった場合には、2～3年目の寄附の額はその合計額とする。
- ③他県にまたがる広域の募金で機構に申請する基準に達する対象は、他県と調整のうえ代表した県が申請するものとする。
- ④特別感謝状については、10年間にわたって継続的に寄附があり、かつ合計が100万円以上の場合を対象とする。